

(本郷福祉センター内)

放課後等デイサービス JOY



サービス利用のご案内

<令和3年度>

文京区福祉部障害福祉課(社会福祉法人太陽福祉協会)

目 次

1. 施設概要	P 1
2. 放課後等デイサービスとは	P 1
3. 対象者	P 1
4. 開所日・サービス提供時間・休業日	P 1
5. 送迎	P 1
6. ご利用までの流れ	P 2
7. 利用申込書等の提出及び利用決定について	P 3
8. 放課後等デイサービス支給申請書の提出及び受給者証の発行 について	P 4
9. 利用者負担	P 5
10. Q&A	P 6

1. 施設概要

施設名	設置者	運営法人	住所 電話番号	利用定員 (1日あたり)
JOY	文京区	社会福祉法人 太陽福祉協会	本駒込4-35-15 勤労福祉会館2階 03-3823-8091	10人

2. 放課後等デイサービスとは

学校に就学する障害児を対象に、放課後や学校休業日において、創作活動や余暇活動などさまざまなプログラムを通じて、日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応にむけた支援を行います。

3. 対象者

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は学校休業日に支援が必要と認められた文京区在住の障害児。

ただし、安全上の理由からJOYでは中・高校生を中心としたプログラムで運営しています。

4. 開所日・サービス提供時間・休業日

開所日・サービス提供時間

開所日	サービス提供時間（営業時間）
月曜日～金曜日	16:00～18:30（13:00～18:30）
土曜日・学校休業日	10:00～17:00（9:00～17:00）

- ※ 学校休業日の取り扱い：長期休み（春・夏・冬休み）、開校記念日、都民の日
- ※ 送迎の時間やコースにより、受入時間等が前後することがあります。
- ※ 学校の早帰りの日は13:00からの受入が可能です。

JOY 休業日

日曜日・12月29日～1月3日

5. 送迎

開所日	迎え	送り
月曜日～金曜日	学校→施設	施設→自宅
土曜日・学校休業日	自宅→施設	施設→自宅

※運行計画上、ご希望に沿えない場合もあります。

6. ご利用までの流れ

(新規の方) 面談の申込み

面談日時の予約をしてください。

「7. 利用申込書等の提出及び利用決定について」(3ページ)をご確認ください。

(ご利用中の方) 利用申込書等の提出

利用申込書等を JOY へご提出ください。

(JOY より利用申込書類をお渡しします。)

※面談期間を過ぎてからの申込みの場合は、期間内に申込みされた方の利用決定後、空きがあった場合に受け付けいたします。

※ご利用中の方についても、提出期限を過ぎた場合、同様の取り扱いとなります。

面談及び利用申込書等の提出

利用申込書及び個人調査票をご持参の上、面談にお越しください。

【申込書等配布場所】放課後等デイサービス JOY・障害福祉課

【区ホームページ】ホーム⇒保健・福祉⇒障害のある方への支援

⇒在宅サービスの支援⇒放課後等デイサービス

利用決定

利用決定通知をお送りします。

※申込みが定員を超えた曜日については、ご希望に沿えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

支給申請

「8. 放課後等デイサービス支給申請書の提出及び受給者証の発行について」(4ページ)をご確認の上、申請手続きを行ってください。

支給決定

各係から受給者証が送付されます。

契約

放課後等デイサービス JOY にて利用契約を行います。

利用開始



7. 利用申込書等の提出及び利用決定について

(1) 申込み方法

【新規申込みの方】

面談日時の予約をしてください。

面談日に（２）提出書類をお持ちください。

※面談では、お子様の様子等をお伺いします。できましたらお子様と一緒にご来所をお願いします。

【ご利用中の方】

締切までに（２）提出書類を JOY へご提出ください。

施設名	電話番号	問合せ時間
放課後等デイサービス JOY	03-3823-8091	月～土 10:00～17:00 (日曜・祝日除く)

(2) 提出書類

【新規申し込みの方】 利用申込書・個人調査票（面談日に持参）

【ご利用中の方】 利用申込書・個人調査票

※今年度をもって JOY のご利用を終了される方は、「継続しない」旨を連絡帳等にて、JOY へお伝えください。後日契約解除届をお渡しします。

(3) 利用決定について

- ◆申込みが定員を超えた曜日についてはご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆面談期間を過ぎてからの申込みの場合は、期間内に申込みされた方の利用決定後、空きがあった場合に受付けいたします。ご利用中の方についても提出期限を過ぎた場合、同様の取り扱いとなります。
- ◆基本的に曜日を固定した利用となります。長期休みについても同様の取扱いとなります。

(4) 利用契約

利用決定通知をお送りします。その後、利用契約を結んでいただきます。

※この利用申込み（継続確認を含む）は、放課後等デイサービス JOY のみの
手続となります。

他施設の申込みについては、各施設へお問合せください。



8. 放課後等デイサービス支給申請書の提出及び受給者証の発行について

放課後等デイサービスのご利用には、受給者証が必要となります。
JOY 利用決定後、支給申請（受給者証の発行手続き）を行ってください。
（利用決定後は、お早めの手続きをお願いいたします。）

(1) 申請方法及び申請先

【新規申請の方】及び
【現在、放課後等デイサービスの支給決定を受けていて、障害児支援利用計画の作成を受けていない方】

⇒下記窓口へご連絡ください。

【すでに放課後等デイサービスの支給決定を受けていて、障害児支援利用計画の作成を受けている方】

⇒相談支援事業所へご連絡ください。

区分	申請先	電話番号
身体障害者手帳をお持ちの方	福祉部 障害福祉課身体障害者支援係 (シビックセンター9階北側)	03-5803-1219
愛の手帳をお持ちの方	福祉部 障害福祉課知的障害者支援係 (シビックセンター9階北側)	03-5803-1214
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 又は 手帳をお持ちでない 発達障害の方等	保健衛生部 予防対策課精神保健係 (シビックセンター8階南側)	03-5803-1847
障害児支援利用計画の作成を受けている方	相談支援事業所へご連絡ください。	

(2) 提出物（新規申込み・ご利用中の方共通）

障害児通所給付費支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書

(3) 放課後等デイサービスの支給量について

◆サービス利用状況をもとに障害児支援利用計画を作成した上で、支給決定します。

9. 利用者負担

法に基づく利用者負担額をご負担いただきます。(1割負担)
 支払方法は納付書又は口座振替となります。(実費負担分を除く)

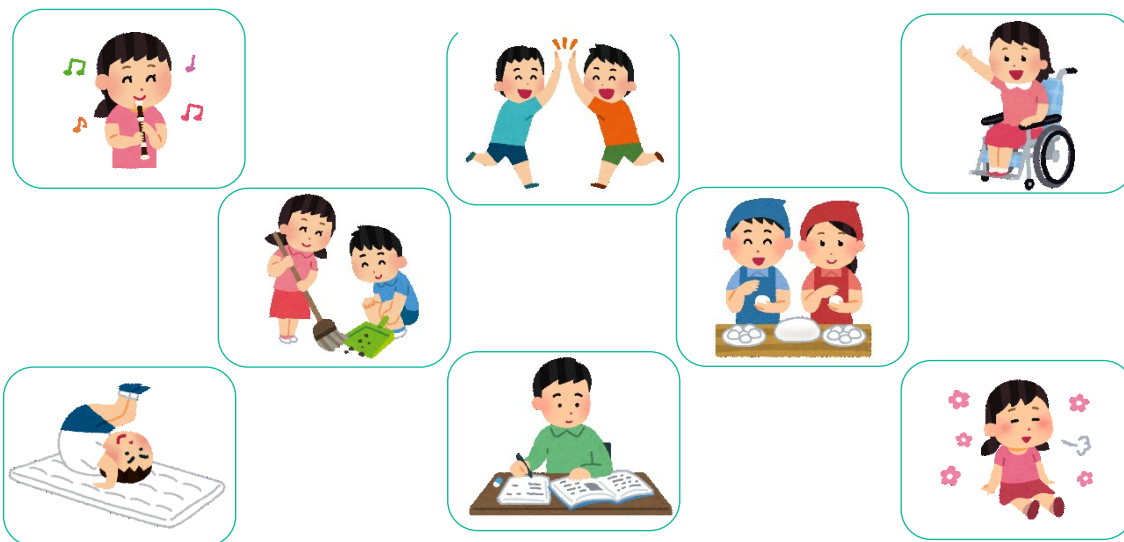
【利用者負担上限月額】

保護者の所得に応じて、利用者負担上限月額が定められています。

一月の利用料の合計額(短期入所等の障害福祉サービスや移動支援等の地域生活支援事業の利用料を含む)が下記の金額を超える場合、それ以上の負担は発生しません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	区市町村民税課税世帯 (一般1に該当する方を除く。)	37,200円
一般1	区市町村民税課税世帯で 所得割28万円未満の方	4,600円
低所得・生活保護	区市町村民税非課税世帯 及び 生活保護受給世帯	0円

※別途、おやつ代や創作活動に係る材料費等については実費をご負担いただきます。



10. Q&A

Q1：早く申込んだ方が有利なのですか？

A1：いいえ、先着順ではありません。利用調整後、利用日を決定します。締切日を過ぎないようにご注意ください。

Q2：締切日を過ぎると利用申込みできないのでしょうか？

A2：期日までに申し込みされた方の利用を決定した後、空きがあった場合に受け付けいたします。ご利用中の方についても、提出期限を過ぎた場合、同様の取り扱いとなります。

Q3：毎日利用したいのですが。

A3：希望する曜日に○をつけてください。ただし、希望者多数の場合はすべての希望に沿えない場合がありますのでご理解ください。

Q4：夏休みだけの利用はできますか？

A4：通常日からの継続的なサービス提供を行うことにより、お子様への適正な支援を行いたいと考えております。原則として年度ごとに曜日を固定しての利用となり、夏休みだけの利用は考えておりません。

Q5：曜日を固定して利用するということですが、それ以外の曜日は利用できないのですか？

A5：キャンセル待ちの受け付けを行っています。（利用希望日の1か月～2日前までに申込み）支給量の範囲内で利用ができますので、施設へご相談ください。

Q6：一度決定した利用日（曜日）は変更されますか？

A6：原則、年度内は決定した利用日（曜日）のご利用となります。

Q7：利用希望が通らなかった場合はどうすればよいのですか？

A7：他の放課後等デイサービス事業所のご利用をご検討ください。

別紙「近隣区の事業所一覧」をご参考ください。

また、都内の放課後等デイサービス事業所は以下のサイトで検索できます。

「とうきょう福祉ナビゲーション」 <http://www.fukunavi.or.jp>

Q8：学校が早帰りの日の対応や個別対応はしてもらえますか？

A8：午後1時から受入れが可能です。ただし、お迎えは学校のみとなり、お迎えの出発時間は運行計画により決まっております。他の場所からの来所や時間指定のお迎えをご希望はお受けすることができませんので、保護者による送迎か移動支援をご利用ください。

Q9：行事の振替休日は朝から利用できますか？

A9：複数の学校のお子様を利用する関係上、行事の振替休日につきましては通常の放課後の利用時間での対応とさせていただきます。

Q10：振替休日により日中に短期保護を利用している場合の送迎は？

A10：保護者による送迎か移動支援（通学支援）をご利用ください。送迎は、平日、学校へのお迎えと自宅への送り、土曜・学校休業日は、自宅と施設の送迎となります。（1ページ5. 送迎 参照）

Q11：部活に参加した後の利用や早く帰ることは可能ですか？

A11：可能です。ただし、個別の送迎には対応できませんので、その場合は保護者による送迎か移動支援（通学支援）をご利用ください。

Q12：車椅子を使用していますが送迎は可能ですか？

A12：可能です。ただし、車椅子対応の車両の台数に制限がありますのでご利用日等ご相談させていただく場合があります。

Q13：小学生の利用は可能ですか？

A13：安全面を考慮して、中・高生を中心としたプログラムで運営を行っています。定員に空きがあり、かつ安全面の確保ができる場合に限り、小学生も利用できます。

Q14：施設を見学することはできますか？

A14：できます。ご希望の場合は、事前にJOYへご連絡（03-3823-8091）をお願いします。また、面談の際に見学することも可能ですので、面談日予約の際にその旨をお伝えください。

Q15：文京総合福祉センター内放課後等デイサービス「びおら」の申込みもできますか？

A15：この申込みは「JOY」のみの利用申込みとなります。（利用中の方も同様）「びおら」のご利用については、施設へお問合せください。

【お問い合わせ先】

■放課後等デイサービス JOY 利用について

社会福祉法人太陽福祉協会 放課後等デイサービス JOY

TEL：03-3823-8091 FAX：03-3823-8092

文京区福祉部障害福祉課障害福祉係 放課後等デイサービス JOY 担当

TEL：03-5803-1211 FAX：03-5803-1352



■支給申請及び受給者証について

手帳の有無、種類により問合せ先が変わりますので4ページをご覧ください。